平成２４年（フ）第５８号
高松市郷東町131番地２
破産者　富永　昌治
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７６号
香川県丸亀市飯山町川原1098番地６
破産者　兼森　洋子
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１８７号
熊本市北区武蔵ヶ丘７丁目１番36号
破産者　山田　　健
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２１号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3279番地３
破産者　原田　章治
１　決定年月日　平成25年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１００６号
札幌市北区北28条西７丁目２番27号　フロンティア28Ａ―102号、申立時の住所札幌市手稲区富丘１条５丁目14番20号　パークヒルズ稲積201号
破産者　深川　晃二
１　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで
２　一般調査期日　平成25年10月９日午後１時30分
平成25年８月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３号
新潟県柏崎市半田２丁目15番26号
破産者　牧野　一成
１　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
２　一般調査期日　平成25年10月18日午前11時40分
平成25年８月12日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

債権者集会招集

平成１５年（フ）第６１５号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠156番地２
破産者　株式会社増田組
１　期日　平成25年11月７日午前11時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成25年８月８日　　山形地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２０８４号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番16―302号
破産者　株式会社アドウイングＯＳ
異議申述期間　平成25年９月27日まで
平成25年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８５号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番16―302号
破産者　渡邉　敏子
異議申述期間　平成25年９月27日まで
平成25年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８９号
大阪府枚方市渚西１丁目５番51―105号
破産者　添野　伸一
異議申述期間　平成25年９月27日まで
平成25年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８８号
大阪市西淀川区歌島３丁目６番３―505号
破産者　泉口　　稔
異議申述期間　平成25年９月30日まで
平成25年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５９号
福岡県飯塚市潤野885番地34
破産者　中野　利美
免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
平成25年８月12日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６５号
山口県下関市石神町８番31号
破産者　中尾　　孝
免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
平成25年８月９日
山口地方裁判所下関支部破産係

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１５号
札幌市西区平和２条６丁目１番１―305号
清算株式会社　カブトデコム株式会社
代表清算人　安田　好弘
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（ヒ）第７号
群馬県前橋市城東町３丁目17番７号
清算株式会社　株式会社アサヒ商事
代表清算人　市川　　保
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
前橋地方裁判所民事部

更生計画案議決権行使方法等

平成２４年（ミ）第１１号
東京都千代田区内幸町２丁目２番３号
更生会社　三光汽船株式会社
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成25年８月９日から平成25年10月８日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月17日
平成25年８月９日
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
岡山県美作市中山1482番地３
再生債務者　医療法人天佑会
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年８月９日　岡山地方裁判所津山支部